

旭川市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市放課後児童クラブ運営業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 背景・目的

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は児童にとって放課後や長期休業日等に長い時間を過ごす場所であり、自主的な学習への取組や基本的な生活習慣を培う生活の場であるとともに、異なる年齢や発達状況にある仲間と一緒に、集団活動における役割やルールを学び、多様な社会的経験が可能となる貴重な場でもある。

本市では、令和6年5月1日現在、市内42校82箇所において児童クラブを設置しており、これまで、待機児童解消に向けた新規開設等の量的拡充を最優先に取り組んできた結果、平成28年12月以降、現在まで待機児童ゼロを継続している。一方で、提供するプログラムや支援員への指導、研修体制の面において、直営での職員体制では十分な対応が難しくなってきたことから、令和2年度より民間事業者のもつ知識や経験、手法等を活用すべく運営業務の民間委託を導入した。これにより、事業者が提供する多様なプログラムを活用し、放課後児童クラブ内での活動内容の幅が広がるとともに、活動内容の平準化や巡回指導を行う担当職員の配置や専門家による相談窓口の設置などの業務改善が見られ、利用者や児童の満足度も向上している。

しかし、支援員の処遇については未だに課題が残っており、令和7年度以降も、児童クラブの質を確保しつつ、安定した運営のための人員確保や支援員の処遇向上に向けた取組が必要である。

本業務は、民間事業者が有する知識や経験を活用し、児童の興味・関心に配慮した体験活動等を取り入れたプログラムの構築、支援員の専門性向上、処遇改善を図り、放課後児童クラブの質の向上を目指すものである。

第2 業務概要

1 業務名

旭川市放課後児童クラブ運営業務

2 業務内容

別紙「旭川市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

※当該仕様書は、本プロポーザルの実施に当たり、市の考え方をまとめたものであり、市と受託候補者が協議の上、企画提案時に示された見積金額を上限として、必要な変更ができるものとする。

※契約締結日から令和7年3月31日までを受託者の準備期間とし、業務の引継ぎや支援員等の確保、支援員等への研修、事務所設置等の運営体制の確立などを行うものとする。なお、これらの受託準備に要する費用は、受託者の負担とする。

3 ブロック分け

本業務の対象児童クラブは次の81箇所とし、これらを3ブロックに分けて、それぞれ事業者を選定する。なお、1つの事業者による複数のブロックへの応募は可能とする。

ブロック名	箇所数	対象児童クラブ
中央南西部ブロック	29	近文小, 神楽小, 青雲小, 神居小, 啓明小, 緑が丘小, 忠和小, 緑新小, 神楽岡小, 西御料地小, 神居東小, 新町小, 知新小, 朝日小
東部ブロック	27	東町小, 千代田小, 永山小, 豊岡小, 東栄小, 永山西小, 旭川第3小, 愛宕小, 永山南小, 東光小, 愛宕東小, 共栄小, 永山東小
北部ブロック	25	北鎮小, 東五条小, 大有小, 春光小, 高台小, 新富小, 陵雲小, 末広小, 末広北小, 向陵小, 北光小, 近文第1小, 正和小

4 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 予算概要等

この業務に係る予算は、ブロック毎に次のとおり予定していることから、業務委託料の積算に当たっては、予算の範囲内とすること。

ブロック名	予算額（5年間）
中央南西部ブロック	1, 227, 365, 000円
東部ブロック	1, 324, 847, 000円
北部ブロック	1, 158, 474, 000円

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、市はその損害について一切負担しない。

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階

旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係

電話 0166-25-9127

FAX 0166-26-5722

e-mail jidoclub@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 旭川市競争入札等参加資格者名簿に登録されている者は、公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。それ以外の者にあつては、同要領別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 市町村税（特別区にあつては都税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 市町村税（特別区にあつては都税）の未納又は滞納がないことの証明書の写し

※発行日が参加表明書の提出前3か月以内のもの

ウ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納又は滞納がないことの証明書）の写し

※発行日が参加表明書の提出前3か月以内のもの

エ 直近3期分の決算書類（税務申告書、貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳明細書 等）の写し

※学校法人、社会福祉法人等の法人はこれらに相当する書類を提出すること。

※グループ企業で連結決算を行っている場合は、連結決算書も提出すること。

(2) 提出期限 令和6年10月18日（金）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

(5) 提出書類作成時の留意事項

- ア 複数ブロックへの参加を希望する場合は、ブロック毎に分けて提出書類を作成すること。
- イ 参加表明書等については返却しない。また、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は応募者の負担とする。

2 参加資格要件の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年10月23日(水)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

- ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

- ア 提出期間 令和6年10月24日(木)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 第3に同じ
- ウ 提出方法 持参によること(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない)。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和6年10月29日(火)までに説明を求めた者に対し、理由説明書を通知する。

第6 説明会

本プロポーザルについて、次のとおり説明会を開催する。

(1) 説明会の日時及び場所

令和6年10月11日(金) 午後2時から
旭川市総合庁舎7階大会議室C(旭川市7条通9丁目)

(2) 参加申込

説明会への参加を希望する場合は、様式2の「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

なお、提出後、第3に電話連絡の上、電子メールが着信したことを確認すること。

(3) 提出場所

第3に同じ

(4) 提出期限

令和6年10月7日(月) 午後5時

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 事業者の概要について

- ・事業者の業務概要，本業務を担当する営業所及び担当者数
- ・経営母体の財務健全性

(2) 業務実績について

- ・放課後児童健全育成事業又は同種・類似業務（保育・教育等）の運営実績

※他の自治体から業務を受託している場合は、発注者、業務名、契約年、業務概要等を記載すること。

(3) 業務実施方針について

- ・本業務の実施方針，公的事業の運営に対する責任と意欲

(4) 業務実施体制について

- ・事務所体制や運営に係る事務処理体制
- ・責任者や巡回指導者の経歴，資格等
- ・児童クラブ内の指揮命令系統
- ・支援員の人材確保策，地域人材の活用
- ・支援員の人材育成の考え方
- ・年間の研修計画（準備期間を含む）
- ・巡回指導体制（頻度，巡回時の視点，指導方法，現場からの相談対応等）
- ・支援員の継続雇用や処遇（雇用期間，勤務体系，給与，手当，福利厚生，休暇等）
- ・支援員の人事評価
- ・人権やプライバシー保護，個人情報保護の取組
- ・苦情処理体制

(5) 事業内容について

- ・提供プログラムの内容，考え方やねらい，実施方法等
- ・年間の行事計画
- ・提供プログラムの良質化・均質化に関する取組や方法
- ・保護者・学校・市との連携方法
- ・特別な支援を要する児童への支援体制や保護者への対応方法
- ・独自提案の有無
- ・独自提案の考え方やねらい，実施方法等

(6) 安全管理・対策について

- ・児童の健康管理や施設の衛生管理に関する取組
- ・事故や災害発生時の対応及び予防体制

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式3）に次の書類を添付して行うこと。

(1) 企画提案書別紙

ア 提案内容について記載することとし、様式は任意とする。

イ A4判、片面印刷で20ページ以内とする。

(2) 見積書（様式4）

(3) 積算内訳書（様式5）

積算の詳細については、別紙に任意様式で作成すること。

なお、人件費に関しては、仕様書第8項「支援員等の配置基準等」を踏まえた上で、同別表1「旭川市放課後児童クラブ一覧」に示す各児童クラブの入会児童数に基づく配置基準を適用し積算すること。

3 記入上の注意事項

(1) 企画提案書は、A4判縦長左綴じで一括して綴じ、必要部数を提出すること。

(2) 複数ブロックに参加する場合は、ブロック毎に分けて企画提案書を作成すること。

(3) 企画提案書提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。（本市が補正等を求める場合を除く。）

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和6年11月6日（水）午後5時

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(4) 提出部数 正本1部、副本12部を提出すること。なお、副本への押印は不要とする。

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。

(2) 市は、プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

第8 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式6）

イ 提出期限

(ア) 参加表明書に関する事項

令和6年10月15日（火）午後5時

(イ) 企画提案書に関する事項

令和6年11月1日（金）午後5時

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電子メールで提出すること。

なお、提出後、第3に電話連絡の上、電子メールが着信したことを確認すること。

- (2) 質問に対する回答は、旭川市公式ホームページ上に公表する。また、回答書に記載した内容は、実施要領等の追加又は修正として取り扱うこととする。

旭川市ホームページ URL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

ホーム→事業者向け→入札・契約→入札・契約情報→委託・賃貸借

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 参加辞退

参加表明書や企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

第11 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、実施方法、実施日時及び場所については、第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業者の適性に関する項目 【配点15点／240点】
- (2) 管理運営に関する項目 【配点95点／240点】
- (3) 事業内容に関する項目 【配点70点／240点】
- (4) 安全管理・対策に関する項目 【配点20点／240点】
- (5) 参考見積価格に関する項目 【配点20点／240点】
- (5) 加点項目 【配点20点／240点】

4 受託候補者の特定

(1) 審査点の採点（第1段階）

各委員は、企画提案者ごとに3の審査項目及び評価基準に基づき採点し、この点数の合計を当該企画提案者の「審査点」とする。

(2) 順位点の計算（第2段階）

各委員ごとに「審査点」の低い者から順位を付け、その順位による点数を当該企画提案者の「順位点」とする。

（例：最下位＝1点，下から2位＝2点，下から3位＝3点，以下同様。）

(3) 評価点の計算（第3段階）

各委員の「順位点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、最も評価点が高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。ただし、「評価点」が同点の場合は、各委員の「審査点」のうち、最高点及び最低点をつけた委員の点数を除いたもの（最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。）の平均点が高い者を上位とする。

なお、各委員の「審査点」のうち、最高点及び最低点をつけた委員の点数を除いたものの平均点が144点に達しない場合、受託候補者として特定しない。

また、受託候補者と当該業務について協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 ※持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、(2)の書類の提出があつた日から7日以内に、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を旭川市公式ホームページ上に公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第12 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、必要がある場合は、企画提案時に示された見積金額を上限として、当該仕様書等の内容を変更するものとし、決定した仕様書等に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

毎月後払いとする。

第13 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第14 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
説明会参加申込期限	令和6年10月7日（月）午後5時
説明会	令和6年10月11日（金）午後2時から
参加表明書提出期限	令和6年10月18日（金）午後5時
参加資格要件確認結果通知	令和6年10月23日（水）
企画提案書提出期限	令和6年11月6日（水）午後5時
ヒアリング等	令和6年11月中旬（予定）
企画提案書審査結果の通知	令和6年11月中旬～11月下旬（予定）
契約締結	令和6年11月中旬～11月下旬（予定）

第15 実施要領等の配付

本プロポーザルで必要な書類等の配付は次のとおりとする。

- 1 配付開始日 令和6年9月17日（火）から
- 2 配付方法 本市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。
URL：<http://cms.city.asahikawa.hokkaido.jp/temp/sy42100000/9/d067270.html>
- 3 配布資料
 - (1) 旭川市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
 - (2) 評価基準
 - (3) 旭川市放課後児童クラブ（中央南西部ブロック）運営業務委託仕様書
 - (4) 旭川市放課後児童クラブ（東部ブロック）運営業務委託仕様書
 - (5) 旭川市放課後児童クラブ（北部ブロック）運営業務委託仕様書
 - (6) 様式（第1号～第5号）